

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 2 2 0	受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日
件 名	介護支援専門員の職業倫理遵守のための指導等		
要 旨	<p>京都市京北地域包括支援センターは、本来オンブズマン（第三者機関）的な公正・中立な立場である介護支援専門員が行う法人内へのあっせんを容認又は助力している。</p> <p>その法人とは であり、法人内にある にいる某介護支援専門員は、勤務中に同僚に「 は新規事業所には新規依頼はしません。 内に平成25年8月1日に開設した も同様に、オープン時には新規依頼はしていませんでした。」と発言。本来果たすべき介護支援専門員の職業倫理に抵触する考え方、発言であり、実際に実行されている案件である。</p> <p>については、至急、京北地域包括支援センターのオンブズマン的な公正・中立な立場・役割を徹底させること及び の の介護支援専門員の職業倫理を遵守させるための指導を願う。</p>		
陳 情 者	<p>合同会社きずな 代表社員 嶋田 清美</p>		
回付委員会	<p>教 育 福 祉 委 員 会</p>		